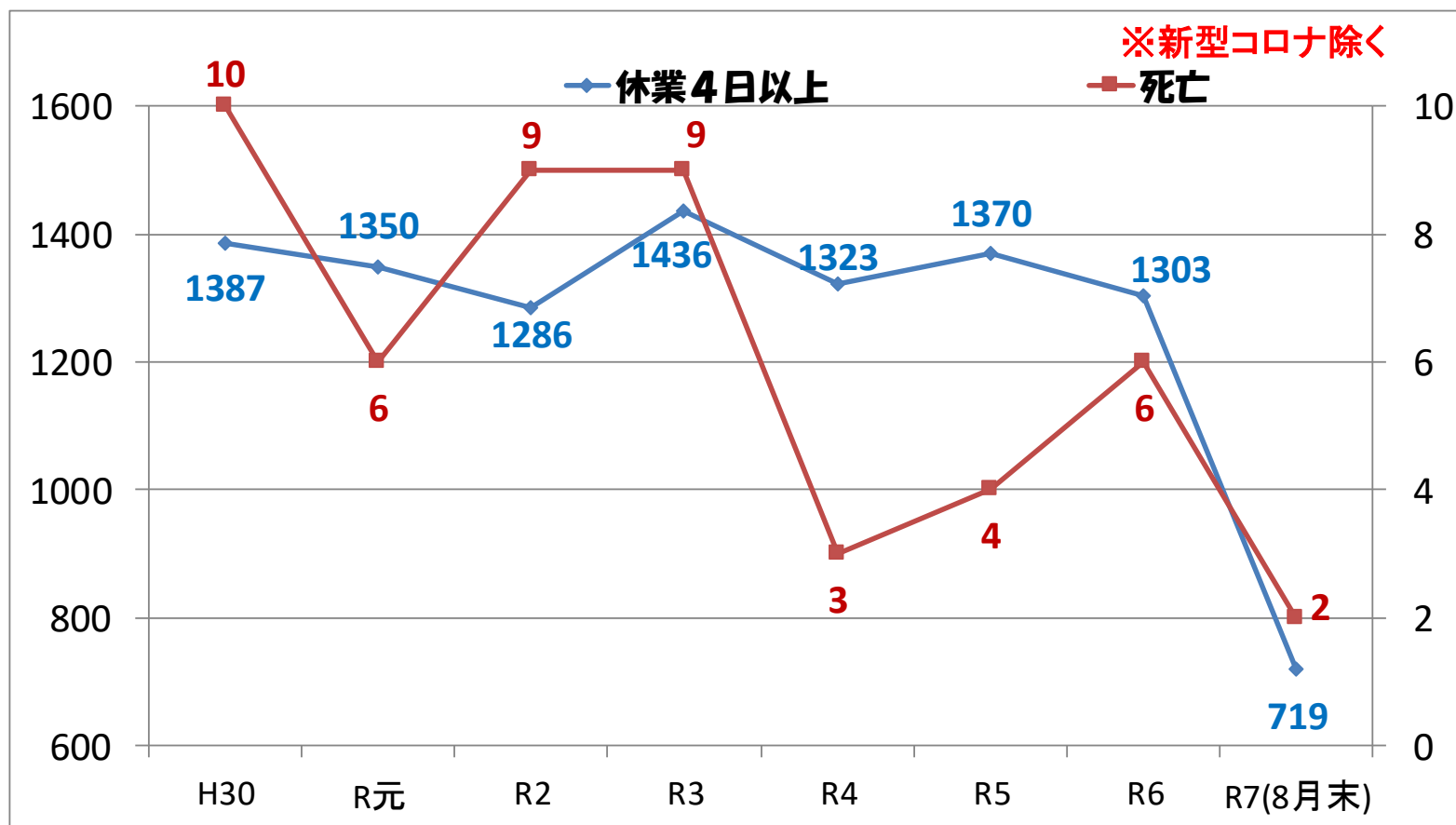


令和7年度
全国労働衛生週間
準備期間説明会

葛城労働基準監督署

休業4日以上の労働災害の発生状況（奈良局管内）



葛城署管内の死亡災害(令和7年)

業種: パン、菓子製造業

事故の型: はさまれ、巻き込まれ

起因物: 混合機(食品加工)

性別・年齢: 女性・40歳代

職種: 作業員

(災害の概要)

自動反転ほぐし機の清掃後、被災者が**同機械の試運転**を行うにあたり、機械横に設置した踏み台に立ち、ほぐし羽根の回転状況を確認していたところ、左腕を巻き込まれ負傷し、後日亡くなった。

(発生原因)

自動反転ほぐし機の上部が開口部となっていたにも関わらず、囲い、覆い等を設けていなかったこと。

葛城署管内の死亡災害(令和7年)

(※現在、業務上外について確認中の死亡災害)

業種: 警備業

事故の型: 高温・低温の物との接触

起因物: 高温・低温環境

性別・年齢: 男性・70歳代

職種: 警備員

(災害の概要)

被災者は、道路工事の交通誘導の作業が一時中断した際、歩道の木陰で仰向けで横たわりながら休憩していた。現場作業を再開する旨を横たわっていた被災者に伝えられたため、被災者はその場で立ち上がり、ヘルメットをかぶろうとしたところふらつき、歩道から道路側に仰向けに倒れ、地面に後頭部を打ちつけた。

被災直後、被災者は、意識はあったものの頭部から出血があったため、救急搬送され、手術を行ったが、後日亡くなった。

葛城署管内の死亡災害(令和7年)

(※現在、業務上外について確認中の死亡災害)

業種: 警備業

事故の型: 高温・低温の物との接触

起因物: 高温・低温環境

性別・年齢: 男性・70歳代

職種: 警備員

(災害の概要)

被災者は、店舗出入口の駐車場警備のため、午前11時から勤務を開始した。午後になり、体調が悪くなったので自家用車で休憩を行い、被災者から事業場に対し、熱中症の症状がでたため、交替要員の要請の連絡を行った。

その後、事業場関係者が現場に到着し、被災者の状態を確認したところ、顔色がよくなかったため救急車を要請し、病院に搬送され、治療を受けた。治療後、症状は落ち着いていたが、病院内で容態が急変し、死亡したものの。

葛城署管内の死亡災害(令和7年)

(※現在、業務上外について確認中の死亡災害)

業種: 造園の事業

事故の型: 高温・低温の物との接触

起因物: 高温・低温環境

性別・年齢: 男性・50歳代

職種: 作業者

(災害の概要)

住宅街にある緑地において、アルバイト2日目の被災者は、事業主と二人で草刈り作業を午前中から開始した。事業主が草を刈り、被災者が刈られた草を集めてトラックに積み込む作業を行っていた。

午後になり、被災者が跪いてふらついているところを事業主が発見したため、日陰のある場所まで移動させ、スポーツドリンク等を飲ませて休憩させた。約15分経過後に被災者の様子を見たところ横になっていたため、トラックに乗せエアコンをつけ様子を見ていたが、被災者の手が痙攣していたため、救急車を要請し、病院に搬送したが死亡したもの。

職場巡視について、**形骸化**していませんか？

職場巡視のよくない例とは？

1. **形だけの巡視**

◎ **決められた時間にだけ**歩くだけで、実際に危険個所を確認していない

◎ チェックリストに「○」を**機械的に記入**して終わっている

◎ 作業者に声を掛けずに、**一方的に見回って**終わっている

2. 記録や指摘が曖昧

◎ 「注意すること」と書くだけで、**何が危険か具体的でない**

◎ **写真や証拠を残していないため、後から振り返れない**

◎ **指摘内容**が「整理整頓不十分」など**抽象的で改善が出来ない**

職場巡視のよくない例とは？

3. フォローアップが不足

◎指摘事項をその場で伝えず放置している

◎巡視報告は行うが、改善確認を行わない

◎同じ不具合が何度も繰り返されている

4. 巡視範囲が偏る

◎危険度の高い場所を避け、安全なエリアだけ見ている

◎特定の部署ばかりで、現場全体を網羅していない

◎実施曜日や時間が固定され、同じ状況しか見ていない

職場巡視のよくない例とは？

5. コミュニケーション不足

- ◎労働者に質問せず、**現場の声を拾っていない**
- ◎**指摘が一方的**で、改善の提案や協力を求めない
- ◎「**叱るだけ**」でモチベーションを下げる

6. データ等を活かしていない

- ◎ヒヤリハット・災害事例と結びつけていない
- ◎**前回の巡視結果を確認せず**、毎回「ゼロから」始める
- ◎改善の進捗を数値や写真で追跡していない

職場巡視は、「**現場との対話**」「**具体的な改善指示**」「**フォローアップ**」がなければ効果はでませんので、「**一方的**」「**曖昧**」「**形式的**」「**継続性なし**」のパトロールになっていないか確認してください。

職場巡視をよくするためには？

1. 事前準備を工夫する

◎重点テーマを決めてから実施する

例として、「墜落防止」「熱中症」「機械災害」などテーマを絞る

◎チェックリストを更新する

過去のヒヤリハットや災害事例を反映したリストを作る

◎データを活用する

災害統計や過去の指摘事項を事前に確認してから巡視する

2. パトロール方法を工夫する

◎クロスパトロール

他部署の管理者が点検し、慣れからくる「見落とし」を防ぐ

◎写真・動画の記録

指摘事項を写真で残し、改善確認にも活用する

◎対話型パトロール

現場作業者に「危ないと思う点」を聞きながら進める

◎時間帯を変える

朝礼後・昼休憩前、残業時など、場面ごとの実態を把握する

職場巡視をよくするためには？

5. モチベーションアップの工夫

◎安全衛生表彰制度

パトロールで優良な職場やチームを表彰する

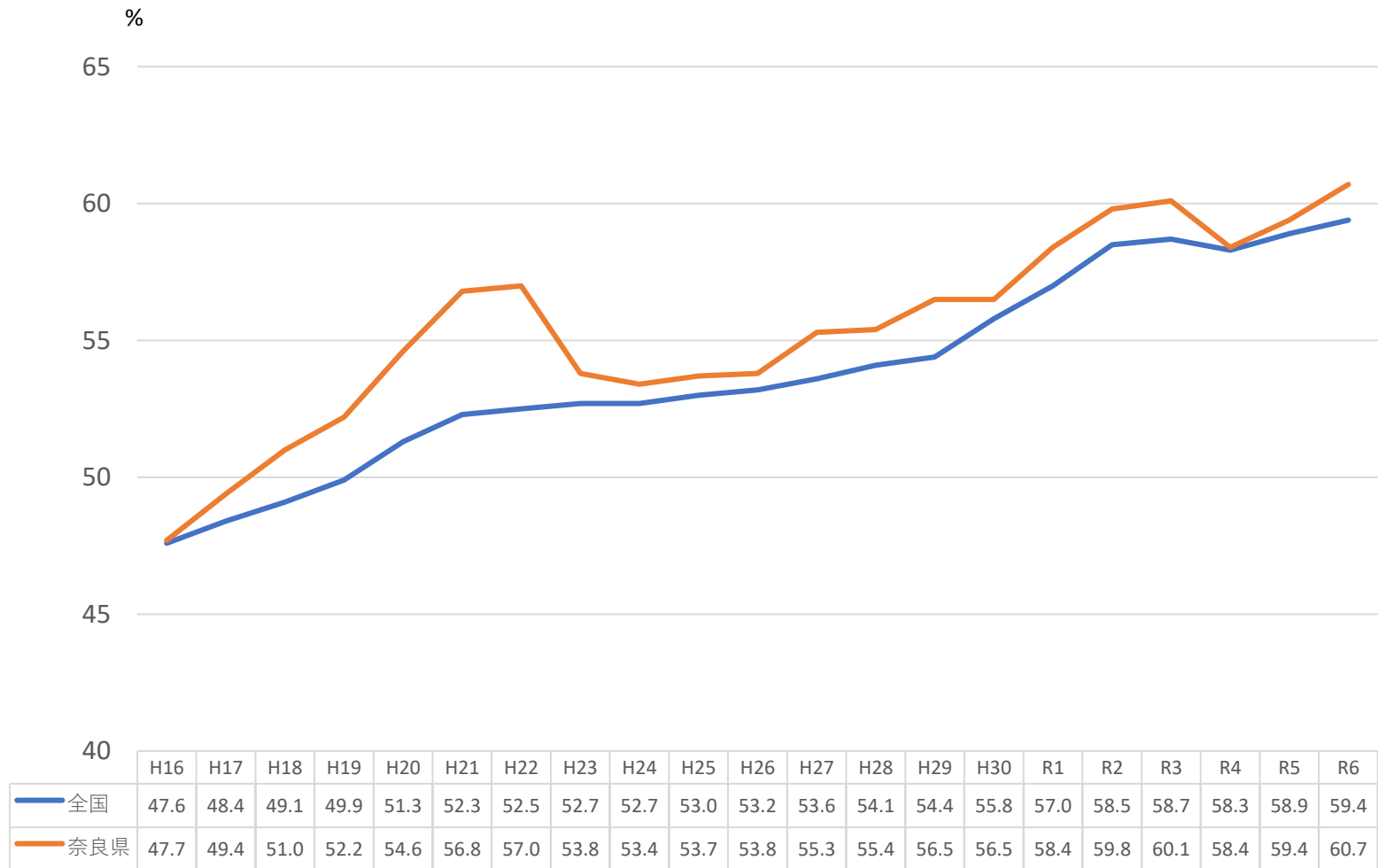
◎安全スローガンと連動させる

重点テーマと安全スローガンをリンクさせる

◎参加型のパトロールとする

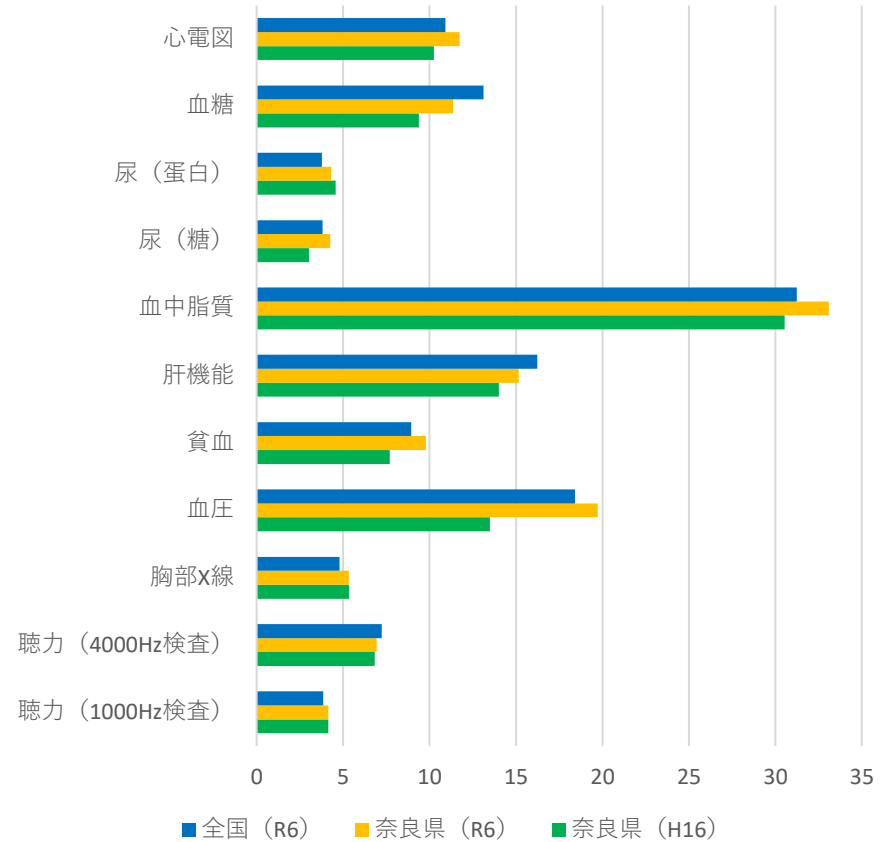
いつも同じメンバーで実施するのではなく、若手や協力会社も交えて行う

定期健康診断の有所見者の推移



検査項目別の有所見率

	奈良県(H16)	奈良県(R6)	全国(R6)
心電図	10.26	11.74	10.92
血糖	9.38	11.37	13.12
尿(蛋白)	4.57	4.31	3.78
尿(糖)	3.04	4.26	3.82
血中脂質	30.54	33.08	31.24
肝機能	14.01	15.16	16.22
貧血	7.69	9.78	8.93
血圧	13.49	19.73	18.41
胸部X線	5.35	5.32	4.79
聴力(4000Hz検査)	6.82	6.93	7.24
聴力(1000Hz検査)	4.14	4.14	3.85
有所見者全体	47.74	60.72	59.44



定期健康診断実施後の措置について

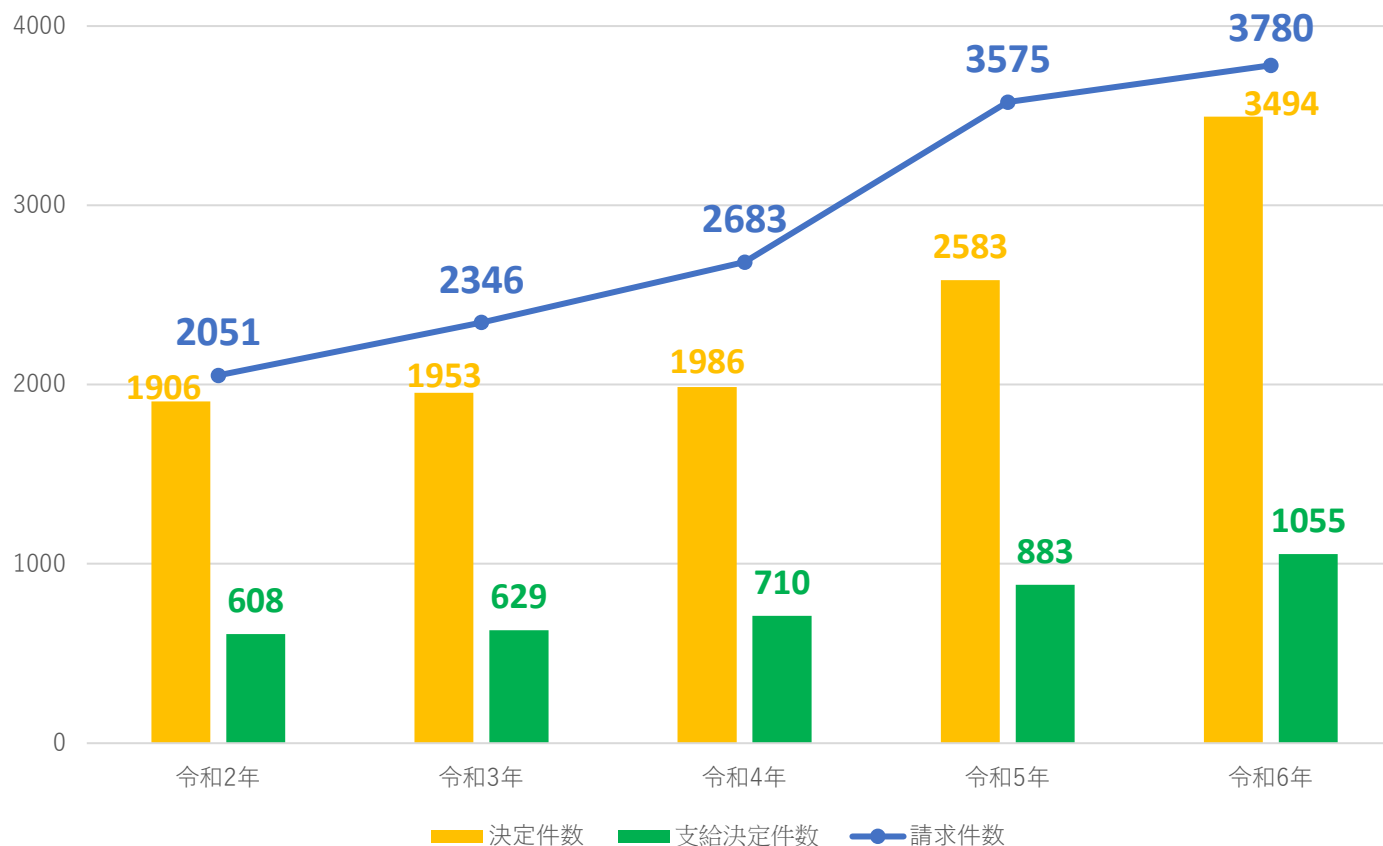
・事業者は、健康診断の結果、異常所見が認められた労働者については、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴取し、必要があると認められる場合には、適切な措置を講じなければならない。

(措置の内容)

- ①就業場所の変更
 - ②作業の転換
 - ③労働時間の短縮
 - ④深夜業の回数の減少等の措置
- 等

メンタルヘルス対策について

精神障害等の労災補償状況



- ※ ①決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外のいずれかの決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
②支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」で認定した件数。

メンタルヘルス対策について

・労働者健康状況調査によれば、職場の**約60%の労働者がストレス等を感じており、精神障害の労災請求・認定件数の増加傾向**を見ても、職場におけるうつ病等の発症リスクは高まっている状況にある。

↓
いままで、事業場でメンタル不調がいなかったから、
今後も体制整備を行わなくても良いのか？

対策が不十分な場合

メンタルヘルス不調者に対する適切な対応が取れず事業場にとっても、メンタル不調者にとっても**マイナス面ばかり**出てきてしまう。

メンタル不調者が出た場合

事業場の**「安全配慮義務」**が問われることもあり得る。

↓
・事故等の労働災害防止だけでなく、**メンタルヘルス対策等の労働者の健康確保を目的とした対策を積極的に講じる必要がある。**

事業場におけるメンタルヘルスの対策について

①メンタルヘルス不調者への対応

- ・不調者の早期発見→治療・休職
- ・休職者の職場復帰支援

②全労働者への対応

- ・労働者へのメンタルヘルス予防の教育(セルフケア)
- ・管理者へのメンタルヘルスの教育(ラインケア)
- ・相談システムの構築、職場環境の改善



事業場内のメンタルヘルス対策についての
担当者の選任、教育方法等を規程した
「**心の健康づくり計画**」を策定する必要がある。